

盛岡広域振興局長告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年8月9日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紫波雫石線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町大字西安庭第48地割字古吉1番地先から3番14地先まで	新	B 61.6~10.4 m	m 331.4
	旧	A 15.0~6.3	300.5
		B 61.6~10.4	331.4

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成28年8月9日から同年9月9日まで